

雇用調整助成金の申請をお考えの事業主の方
雇用調整助成金の手続きに困っている事業主の方

雇用調整助成金等利用促進事業補助金 をご活用ください

雇用調整助成金等の申請手続きを、社会保険労務士に依頼した事業主の方に、要した費用（手数料、報酬）を支援します。

対象となる事業主の方

- ・ 県内に本社機能のある中小企業事業主
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により、雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を福井労働局から受けた事業主

補助額

10万円を上限に全額を補助します（1事業主1回限り※1）

※1 雇用調整助成金等の申請1回で補助額が上限の10万円に満たない場合は、複数回分をまとめて補助額が10万円に達した時点で、補助金の申請をしていただけます。

対象となる経費

雇用調整助成金等の支給申請にかかる事務代行や書類の作成業務を
令和2年4月1日以降に社会保険労務士に依頼したことにより要した費用

申請受付期間

令和2年7月10日（金）～令和3年3月12日（金）消印有効

申請方法

以下のホームページから「申請書兼請求書」を入手し、添付書類※2とともに
下記「申請先」へ郵送してください

県ホームページは  で検索

福井県 雇調金等利用促進

ホームページには
Q&Aもあります



※2

- ①雇用調整助成金等の支給決定通知書（写）
- ②社会保険労務士からの請求書（写）で、申請額が確認できる内訳があるもの
- ③社会保険労務士への支払いが確認できる書類（写）
- ④補助金の振込口座の預金通帳（写）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/rousei/kigyoushien/riyousokusin>

申請先

福井県社会保険労務士会（雇用調整助成金等利用促進事業補助金事務局）
〒910-0005 福井市大手3丁目7番1号 織協ビル3階 TEL 0776-21-8157

この補助金に関するお問い合わせ

福井県労働政策課 TEL 0776-20-0389 FAX 0776-20-0648
e-mail : rousei@pref.fukui.lg.jp